

## 土壤汚染対策法改正 参考人質疑

轟木利治君 民主党の轟木でございます。

参考人の皆様方、大変お忙しいにもかかわらず貴重なお時間をいただきまして、また大変貴重な御意見をいただきましたことをまずもって御礼申し上げたいと思います。

早速でございますけれども、お聞きしたい点について質問させていただきます。

まず、参考人の佐藤参考人と畑参考人にお聞きしたいと思います。

一番問題は、これまでの現行法の中で、その法による対象物件が非常に少ないということ、そしてその結果が自主調査という形になっているということが大きな問題だと思っております。その原因を幾つかお話もいただきました。

私もいろいろ考えていきますと、現行法の汚染対策法では、いろいろお伺いした条件の中で更にもう一つ付け加えるとすると、やっぱり附則の三条、このことによって対象となるべき物件が狭められているということは事実だろうと思えます。

そして、今回、政府案の方は、一定規模以上、三千平米と言われておりますが、その土地であって土壤汚染のおそれがある土地の形質変更時において調査命令を出すこととしております。この対応は現行法の第四条の改正でございまして、第三条に対しては先ほどの届出ということになっておりますが、基本的にはその規模というものは適用されていないということ、したがって附則の三条は残るという形になるのではないかと考えております。確かにその形質変更時の調査ということになりますので附則の三条による適用外の土地でも対象となる可能性は高いと思いますが、参考人として、現行の三条、これからこの新たな四条、そしてこの一定規模という条件、これにかかわる関連性を含めて、こういった見解をお持ちかということをお聞きしたいのが一点でございます。

そしてまた、土地の利用という意味では、規模だけで汚染対策の必要性、その方法は決まるものではないと思っております。その利用目的によって汚染の対策というものも変わってくるのではないかと思います。

民主党として、一定規模以外に公共施設、公的施設等に対し調査対象とすべきという主張をしまいいりました。個人的にも、土地をそのままむき出しに使うということも、学校だとか幼稚園とかあるわけですから、そういった利用方法も加味してやっていかなきゃならないと思いますが、この民主党の考え方についてどう思われているか。

そして、衆議院での修正案では、表現として都道府県知事は基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとするという表現になっております。この表現に対してどういう御認識をお持ちかという点について、お二方からお聞きしたいと思います。

以上でございます。

参考人（佐藤泉君） 佐藤でございます。

まず第一に、自主的調査というものはそれ自体はどんどん推進すべきものなんですね。ですから、自主的調査というのはいくらもやっていただきたい。だけれども、問題は、それに頼ることによって悪質業者が野放しになっているというところが問題なわけです。したがって、これからも自主的調査は促進する必要がある、そして今まで野放しに、ある意味で規制になっていなかった悪質な業者も、悪質な汚染についてもどんどん発見していく、このためにこの法律があるんだというふうに思っております。

そして、三条の現在改正は余り大きくないというところは、私としても、本来であれば、過去に廃止されたところ、それから操業中のところ、こういうところについても汚染が深刻な例があるというふうに思っておりますので、今後この三条についても見直す必要があるんじゃないかというふうに思っております。

四条の方は、今回一定規模以上のものについては調査をするということで、この規模の取り方なんですけど、東京都の事例を考えると適切な範囲ではないかなと。余り厳しくやりますと本当に宅地に住んでいる人たちも自分の土地を利用できないというふうになってきますので、大規模開発に限定するというのはやむを得ないだろうと。ただし、小規模で家庭内でやっていたような小さな工場で深刻な汚染があるというのは本当は三条で掛けてほしいなというところがございます。

それから、公共施設について一定は必ず何らかの対策が必要ではないかということについては、不特定多数の人が出入りするということについては私はやはりそれなりの対応をするということが必要であるというふうに思っておりますので、その意味では今回の修正は賛成でございます。

ただし、土壌汚染がある土地というのは管理しなければいけませんので、本来、民間が持っているよりも公共に近い人が持っているということはある意味で安全でもあるわけですね。ということで、公園等その利用状況によっては十分対策が必要であるけれども、だからといって公共がこれを持たないというふうになるというのはまたこれも問題でございます。そういう意味では私は、将来的には土壌汚染の土地の幾つかはかなり公共的な、所有か管理かは別にして、きちんと管理する、そして有効に利用するということを確保するということが必要ではないかというふうに思っています。

以上です。

参考人（畑明郎君） まず、附則三条につきましては、これはもう築地市場の移転問題で衆議院の川内議員なんかと私一緒にやっているんですけど、やはり法施行前の廃止工場、事業場をその法対象にしないという附則三条は取っ払うべきだと私は思っております。

それから、二番目の一定規模の問題ですけど、これはこれでそれなりに評価できるんですけど、ただ、規模だけでやっていいのかという問題があると思います。例えば、水質汚濁防止法の排水基準の適用の仕方なんですけど、有害物質を扱っている場合は排水量に関

係ありません。普通は排水量一日五十トン以上という場合に排水基準を掛けるんですけど、僕は以前京都市の公害の局におりましたけど、そのときには、有害物質を扱っている、それが出る、排水に出るところは排水量に関係なしに排水基準の規制を掛けております。そういう意味で、やっぱり有害物質を扱っている工場、事業場については、規模についてはむしろ取っ払うべきだと私は思っております。

それから、民主党案の今回の、公共施設等に転用する場合に調査を義務付ける、これはこれでそれなりの意義は、築地市場の移転問題を法対象にするという意味で意義はあると思うんですけど、ただ、これだけではまだ問題があると思っています。

やはりさっき、何度も言うんですけど、過去に有害物質を扱っていた工場、事業場は基本的には汚染している可能性が強いですので、僕もいろいろ、大阪のUSJも住金の跡地なんですけど、あの場合なんかはほとんど工場の敷地内に産廃を埋めていたんです、それも大量に七十万トンという。それが今ジュラシック・パークという恐竜のパークになっているんですけど。

それで、過去に工場、事業場が工場敷地内に産廃を埋めたりとか、それから別に故意でなくても非意図的に液が漏れてしまった、それで床から、それから排水、例えばあとは排水溝です。必ず排水パイプというのは、時間がたちますと穴が空きます。だから、穴が空いて、そこから廃液が漏れてしまって汚染してしまう。これは大学なんかでもそういう例はありますし、先ほどのカネボウの中央研究所なんかはほとんどその下水管の途中で液が漏れてしまって土壤汚染してしまったという例がありますので、そういう意味で、やっぱりその有害物質を扱っていた工場、事業場については汚染の危険が強いということで調査を義務付けるべきだと思っております。

以上です。

**■木利治君** ありがとうございます。

実は、私もこれまで製造業の工場で実際に働いていた人間ですから、工場跡地を活用するというのは非常に慎重にしないと大変周りの住民に対しても迷惑を掛けるのではないかと、そんな思いがございませうけれども、いろんな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

次に、大塚参考人と大野参考人にお聞きしたいと思えます。

改正法案の第十四条の件でございますけれども、指定の申請ということで、自主調査において土壤汚染が判明した場合は申請することができるということになっております。この表現についてどう受け止められるかということと、これは調査して問題があった場合に申請するということなんですけど、逆を考えれば、調査して問題がなかった場合も申請をして、逆にこの土地は安全だという情報提供も必要なんではないかということも考えますが、その点についてどうお考えか、お二方からお聞きしたいと思えます。

**■参考人（大塚直君）** 大塚でございます。

十四条を読みますと、土地の所有者等はというので、ちょっと飛ばしますと、調査した

結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料するときとはいうことになっておりますけれども、この調査につきましては、どの程度の調査をするかというのは必ずしも明確になっていないということがございまして、サンプル調査などをしただけでもこの基準に適合しないというふうに思料するときには指定をすることを申請することができるというふうに考えられます。

その意味では、詳細な調査までしていない場合も十四条での指定の申請ができるということになっておりますので、必ずしも詳しい調査をして非常に費用を掛けて調査をしなくてもこの申請ができるというところにかなり大きな意味があるというふうに考えられます。これはあくまで自主的な指定の申請ということでございまして、申請をすることができるというところに意義がございまして、それ以外の強制的に指定をするというものは趣旨が異なるということでございます。

そういう意味で、今回の改正の作業の審議会とかの議論では、自主調査というのをできるだけ法の世界に入れるということが必要だということを非常に議論されたわけですが、これもその一環でございまして、自主調査というのを法の世界に入れるというためにこういう指定の申請というのをさせていただくということが考えられたもので、特色のあるもので活用されていくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

参考人（大野眞里君） 十四条の指定の申請の詳しいことについては大塚先生のとおりだと思いますけれども、一つ御指摘をしておきたいのは、通常見付かった場合に申請するのは非常に隠したいというあれがあるのではないかというふうな御質問があるかと思えますけれども、むしろ今回の法改正では、そのきちとした法の枠組みの中で処理をするということをするれば、ある意味で過剰な対策をしないで法の下にきちとしたその対策を取ればそこでの、言わば健康へのリスクをきちっと管理した形で対策を取ればそこでの土地利用が可能になるという面がございまして、そういう意味できちっと申請した方がいろんな意味で自由度が担保されるという面がありますので、そういう意味で、この届けることができるというような形でも問題ないのではないかというふうに考えてございます。

そのほか、もう一つは、もし安全だったら、ことも届けた方がいいんじゃないかという話ございましたけれども、やはり安全であればそのまま土地利用とか実際の土地売買とかそういうのもスムーズに進むことになろうかと思えますので、そこまでやらなくても大丈夫ではないかというふうに思います。

以上でございます。

轟木利治君 終わります。